

人事委員会規則

愛媛県人事委員会規則 6 - 175

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第4条関係） 医療職群（一）級別職務区分表			別表第4（第4条関係） 医療職群（一）級別職務区分表		
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	知事の事務部局	保健所の課長（3級） 技術課長補佐 省略	3 級	知事の事務部局	保健所の課長（3級）  省略 今治地方局健康福祉環境部健康増進課医監（3級） 精神保健福祉センター次長 精神保健福祉センター医監（3級） 健康増進センターの課長 健康増進センター医監（3級） 省略
	管理者の事務部局	部長（中央病院リハビリテーション部長及び人間ドック部長を除く。） 省略		管理者の事務部局	部長 _____ _____ 省略
4 級	知事の事務部局	省略  子ども療育センター副所長  省略	4 級	知事の事務部局	省略 保健福祉部管理局保健福祉課医監（4級） 愛媛整肢療護園長 愛媛整肢療護園副園長 健康増進センター所長 省略 今治地方局健康福祉環境部健康増進課医監（4級） 精神保健福祉センター医監（4級） 健康増進センター医監（4級）
	管理者の事務部局	省略 中央病院リハビリテーション部長 人間ドック部長 省略		管理者の事務部局	省略
5 級	知事の事務部局	省略 心と体の健康センター所長 子ども療育センター所長 省略	5 級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長 精神保健福祉センター所長  省略 保健福祉部管理局保健福祉課医監（5級）
	省略			省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1045

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、<u>弗化水素酸</u>、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、<u>黄燐</u>、<u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u>、<u>ピリゲン</u>及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、<u>痘瘡</u>、<u>発疹チフス</u>、<u>猩紅熱</u>、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、<u>痘鼻</u>、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	省略	金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、 <u>弗化水素酸</u> 、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、 <u>黄燐</u> 、 <u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u> 、 <u>ピリゲン</u> 及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務	勤務箇所名	業務の内容	省略	コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、 <u>痘瘡</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、 <u>猩紅熱</u> 、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、 <u>痘鼻</u> 、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務	<p>(工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、弗化水素酸、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、<u>黄燐</u>、<u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u>、<u>ピリゲン</u>及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、<u>痘瘡</u>、<u>発疹チフス</u>、<u>猩紅熱</u>、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、<u>鼻疽</u>、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	省略	金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、弗化水素酸、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、 <u>黄燐</u> 、 <u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u> 、 <u>ピリゲン</u> 及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務	勤務箇所名	業務の内容	省略	コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、 <u>痘瘡</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、 <u>猩紅熱</u> 、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、 <u>鼻疽</u> 、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務
勤務箇所名	業務の内容																
省略	金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、 <u>弗化水素酸</u> 、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、 <u>黄燐</u> 、 <u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u> 、 <u>ピリゲン</u> 及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務																
勤務箇所名	業務の内容																
省略	コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、 <u>痘瘡</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、 <u>猩紅熱</u> 、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、 <u>痘鼻</u> 、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務																
勤務箇所名	業務の内容																
省略	金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸、シアン化合物、弗化水素酸、硫酸、硫酸誘導体及び発煙硫酸、 <u>黄燐</u> 、 <u>砒素化合物(含砒素有機化合物)</u> 、 <u>ピリゲン</u> 及びその誘導体、クロロホルム、二硫化炭素、四塩化炭素、トリクロールエチレン等を取り扱う業務																
勤務箇所名	業務の内容																
省略	コレラ、赤痢(疫病を含む。)、腸チフス、パラチフス、 <u>痘瘡</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、 <u>猩紅熱</u> 、ジフテリア、流行性脳脊(せき)髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、 <u>鼻疽</u> 、結核、ハンセン病及びエイズの各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務																

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊の職に採用する場合等の号給)</p> <p><b>第17条</b> 次に掲げる場合において、号給の決定について第15条又は第15条の2の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、<u>准教授</u>、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(特殊の職に採用する場合等の号給)</p> <p><b>第17条</b> 次に掲げる場合において、号給の決定について第15条又は第15条の2の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授_____ ____、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合</p> <p>(2) 省略</p>

別表第8（第3条関係）

高等学校等教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 の養護教諭、 栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は 寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭、教 諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の校長 の職務又は相当の経験を必要とする高等学校、中等教 育学校若しくは特別支援学校の教頭の職務
4級	相当の経験を必要とする高等学校、中等教育学校又は 特別支援学校の校長の職務

別表第9（第3条関係）

大学教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
省略	
3級	大学の准教授の職務
省略	

別表第10（第3条関係）

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	知事の事務部局	省略 心と体の健康センター次長 省略 子ども療育センター事務局次長 省略
	省略	
6級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 (今治地方局健康福祉環境部企画 課長を除く。) 地方局健康福祉環境部地域福祉課 長 今治地方局健康福祉環境部健康増 進課長 省略 省略 省略
	省略	
	省略	
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 会計管理者

別表第8（第3条関係）

高等学校等教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高等学校、中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは 養護学校（以下「特殊学校」という。）の養護教諭、 栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は 寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、中等教育学校又は特殊学校____の教頭、教 諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校、中等教育学校若しくは特殊学校____の校長 の職務又は相当の経験を必要とする高等学校、中等教 育学校若しくは特殊学校____の教頭の職務
4級	相当の経験を必要とする高等学校、中等教育学校又は 特殊学校____の校長の職務

別表第9（第3条関係）

大学教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
省略	
3級	大学の助教諭の職務
省略	

別表第10（第3条関係）

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	知事の事務部局	省略 精神保健福祉センター次長 省略 愛媛整肢療護園事務局次長 省略
	省略	
6級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 _____ _____ 地方局健康福祉環境部地域福祉課 長 省略 愛媛整肢療護園事務局長 省略 医療技術短期大学総務課長 省略
	省略	
	省略	
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 副出納長

		出納局長 省略 衛生環境研究所副所長 子ども療育センター事務局長 省略
	省略	
省略		

2 省略

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職務
省略		
3 級	知事の事務部局	省略
	省略	
省略		
5 級	知事の事務部局	省略 果樹試験場みかん研究所長 省略
	省略	

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職務
省略		
2 級	知事の事務部局	保健所の課長（3級） 技術課長補佐 省略  子ども療育センター医長 子ども療育センター副医長
	知事の事務部局	省略  子ども療育センター副所長 省略  省略
4 級	知事の事務部局	省略

		出納事務局長 省略 医療技術短期大学事務局長  省略
	省略	
省略		

2 省略

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職務
省略		
3 級	知事の事務部局	試験研究機関の分場長（3級） 省略
	省略	
省略		
5 級	知事の事務部局	省略 果樹試験場次長 省略
	省略	

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職務
省略		
2 級	知事の事務部局	保健所の課長（3級）  省略 今治地方局健康福祉環境部健康増進課医監（3級） 精神保健福祉センター次長 精神保健福祉センター医監（3級） 健康増進センターの課長 健康増進センター医監（3級） 愛媛整肢療護園医長 愛媛整肢療護園副医長
	知事の事務部局	省略 保健福祉部管理局保健福祉課医監（4級） 愛媛整肢療護園長 愛媛整肢療護園副園長 省略 健康増進センター所長 省略 今治地方局健康福祉環境部健康増進課医監（4級） 精神保健福祉センター医監（4級） 健康増進センター医監（4級）
4 級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長

		心と体の健康センター所長 子ども療育センター所長
--	--	-----------------------------

		精神保健福祉センター所長 保健福祉部管理局保健福祉課医監 (5級)
--	--	---

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 地方機関の課長(6級) 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 今治地方局健康福祉環境部企画課長 西条地方局健康福祉環境部健康増進課長 省略 省略

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 地方機関の課長 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 今治地方局健康福祉環境部健康増進課長 省略 健康増進センター健康増進課長 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター看護部長
省略		

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 愛媛整肢療護園総看護長
省略		

7・8 省略

7・8 省略

9 大学教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3級	准教授
4級	省略
	省略

9 大学教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3級	助教授
4級	省略 一般教養科長 専攻科長 省略

別表第19(第4条関係)

大学教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級
		1級
省略		
准教授	大学卒	0
	短大卒	0
	省略	

別表第19(第4条関係)

大学教育職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級
		1級
省略		
助教授	大学卒	0
	短大卒	0
	省略	

別表第20 (第5条、第11条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 省略	省	
2 短大卒	一 省略	
	二 短大2卒	(1)・(2) 省略 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 省略
	三 省略	
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 省略
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 省略
	三 省略	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 省略

備考 省略

別表第20 (第5条、第11条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 省略	省	
2 短大卒	一 省略	
	二 短大2卒	(1)・(2) 省略 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 省略
	三 省略	
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 省略
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 省略
	三 省略	
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 省略

備考 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(一)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長及び部付の職にある職員(松山市へ派遣されている職員を含む。)、同部管理局保健福祉課に勤務する医師である職員、同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員並びに同課に勤務する歯科医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定室、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p>	<p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(一)は、愛媛整肢療護園、保健所、衛生環境研究所、精神保健福祉センター及び健康増進センターに勤務し、医療業務に従事する医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長及び部付の職にある職員(松山市へ派遣されている職員を含む。)、同部管理局保健福祉課に勤務する医師で医監の職にある職員、同課に勤務する医師である職員、同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員並びに同課に勤務する歯科医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、愛媛整肢療護園、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、健康増進センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定室、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p>

(1)～(8) 省略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

**第5条** 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、看護専門学校、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務し、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

**第6条** 省略

**第7条** 省略

(1)～(8) 省略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

**第5条** 医療職給料表(三)は、保健所、愛媛整肢療護園、精神保健福祉センター、健康増進センター、看護専門学校、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務し、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

(大学教育職員給料表の適用範囲)

**第6条** 大学教育職員給料表は、医療技術大学及び医療技術短期大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師及び助手の職にある職員に適用する。

**第7条** 省略

**第8条** 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第4条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第2条関係)</b>			<b>別表(第2条関係)</b>		
区分	公職	支給割合	区分	公職	支給割合
知事の事務部局	省略	1種	知事の事務部局	省略	1種
	省略		医療技術短期大学長		
	会計管理者		省略		
	出納局長		副出納長		
	省略		出納事務局長		
	衛生環境研究所副所長		省略		
	心と体の健康センター所長		医療技術短期大学事務局長		
	子ども療育センター所長		衛生環境研究所長		
	子ども療育センター事務局長		精神保健福祉センター所長		
	省略		省略		
省略	3種	省略	3種		
えひめ学園長		愛媛整肢療護園長			
省略		愛媛整肢療護園事務局長			
省略	4種	省略	4種		
省略		健康増進センター所長			
子ども療育センター副所長		省略			
省略		保健福祉部管理局保健福祉課医監			
省略		省略			
省略		愛媛整肢療護園副園長			
省略		えひめ学園長			
省略	省略				
省略	4種	医療技術短期大学総務課長	4種		
省略		医療技術短期大学学科長			
省略		医療技術短期大学一般教養科長			
省略		医療技術短期大学専攻科長			
省略	4種	省略	4種		
省略		健康増進センター健康推進課長			
省略	4種	省略	4種		
省略		省略			

	果樹試験場みかん研究所長 省略		果樹試験場次長 果樹試験場南予分場長 果樹試験場岩城分場長 省略	
	省略	5種	省略	5種
	省略 子ども療育センター事務局次長 子ども療育センター看護部長 省略		省略 愛媛整肢療護園事務局次長 愛媛整肢療護園総看護長 省略	
	心と体の健康センター次長 省略		医療技術短期大学学生部長 医療技術短期大学図書館長 精神保健福祉センター次長 精神保健福祉センター医監 健康増進センター医監 省略	
	試験研究機関の分場長 _____ 省略		試験研究機関の分場長（果樹試験場南予分場長及び果樹試験場岩城分場長除き、課長補佐同格者に限る。） 省略	
委員会等の 事務局	省略		省略	
	参事（4種に該当する職を除く。）	3種	参事 _____	3種
	省略		省略	
	参事（3種に該当する職を除く。）	4種	省略	4種
	省略		省略	
省略			省略	
備考	省略		備考	省略

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1</b> 特地公署（第2条、第3条関係）				<b>別表第1</b> 特地公署（第2条、第3条関係）			
所在地		公署	級別 区分	所在地		公署	級別 区分
省略				省略			
西宇 和郡	省略			西宇 和郡	伊方町正野1259番地	八幡浜警察署串駐在所	3級
省略				省略			
<b>別表第2</b> 準特地公署（第2条関係）				<b>別表第2</b> 準特地公署（第2条関係）			
所在地		公署		所在地		公署	
省略				省略			
省略				宇和島市	津島町北灘甲2147番地38	宇和島警察署北灘駐在所	
省略				省略			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



人事委員会告示

愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校			1 へき地学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市郡名	学校名	級別区分	市郡名	学校名	級別区分
四国中央市	省略	1 級	四国中央市	省略	1 級
	省略			四国中央市立寺内小学校	
省略			省略		
(2) 中学校の部			(2) 中学校の部		
市郡名	学校名	級別区分	市郡名	学校名	級別区分
省略			省略		
南宇和郡	省略	1 級	南宇和郡	愛南町立僧都中学校	1 級
	省略			省略	
2 へき地学校に準ずる学校			2 へき地学校に準ずる学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市郡名	学校名		市郡名	学校名	
省略			省略		
八幡浜市	省略		八幡浜市	省略	
				八幡浜市立磯崎小学校	
省略			省略		
(2) 省略			(2) 省略		
3 省略			3 省略		

愛媛県人事委員会告示第2号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
12	省略  省略  特別支援学校（寄宿舎を除く。）	12	省略  医療技術短期大学  省略  盲学校（寄宿舎を除く。） <u>聾学校（寄宿舎を除く。）</u> <u>養護学校（寄宿舎を除く。）</u>

	省略		省略
13	省略 子ども療育センター 省略 心と体の健康センター 省略 特別支援学校寄宿舎	13	省略 愛媛整肢療護園 省略 精神保健福祉センター 健康増進センター 省略 盲学校寄宿舎 聾学校寄宿舎 養護学校寄宿舎
省略		省略	

---

 県 議 会 告 示
 

---

## 愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会議員の資産等報告書等の閲覧に関する要綱（平成7年12月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成19年4月1日

愛媛県議会議長 篠 原 実

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（閲覧時間） <b>第3条</b> 規則第10条第2項の議長が指定する閲覧時間は、 <u>県の執務時間</u> とする。 2 省略	（閲覧時間） <b>第3条</b> 規則第10条第2項の議長が指定する閲覧時間は、 <u>午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで</u> とする。 2 省略

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公営企業管理局)</p> <p><b>第3条</b> 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>発電工水課</p> <p>(1) <u>電気事業及び工業用水道事業</u>の調査に関すること。</p> <p>(2) 電気施設、工業用水道施設及び<u>附帯事業に係る施設</u>の設計及び施行に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) その他<u>電気及び工業用水</u>に関すること。</p> <p>県立病院課 省略</p> <p>(愛媛県発電所等の職員)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(出張所の職員)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(病院の職員)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(愛媛県立中央病院東洋医学研究所の職員)</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(公営企業管理局)</p> <p><b>第3条</b> 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>発電工水課</p> <p>(1) <u>電気事業、工業用水道事業及び土地造成事業</u>の調査に関すること。</p> <p>(2) 電気施設、工業用水道施設及び<u>土地造成工事</u>の設計及び施行に関すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) その他<u>電気、工業用水及び土地造成</u>に関すること。</p> <p>県立病院課 省略</p> <p>(愛媛県発電所等の職員)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>参事及び所長は技術吏員のうちから、副参事、課長、専門員、係長及び主任は事務吏員又は技術吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p> <p>(出張所の職員)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>専門員及び所長は、技術吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p> <p>(病院の職員)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>院長、副院長、センター長、医局長、医監、部長、部付、副センター長、医幹、技師長、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、室長、医長、副医長及び看護長は、技術吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p> <p>4 <u>事務局長、企画調査監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐及び経営企画室長は、事務吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p> <p>5 <u>専門員、係長及び主任は、事務吏員又は技術吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p> <p>6 省略</p> <p>(愛媛県立中央病院東洋医学研究所の職員)</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>専門員及び主任は、事務吏員又は技術吏員のうちから管理者が命ずる。</u></p>

(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業出納員の事務引継ぎ)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による引継ぎには、本局にあつては管理者の命ずる職員が立ち会うものとし、事業所にあつては事業所の長が立会人となるほか、管理者の命ずる職員が立ち会うものとする。</p> <p>3・4 省略 (勘定科目)</p> <p><b>第16条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。 (検収)</p> <p><b>第83条 省略</b></p> <p>2 所属長は、職員をして前項の検査及び確認(以下「検収」という。)をさせることができる。</p> <p>3・4 省略 (会計検査)</p> <p><b>第177条</b> 管理者は、職員のうちから検査員を命じ、次に掲げる者の取扱いに係る会計事務について、書面又は実地により検査するものとする。 (1)~(7) 省略</p> <p><b>別表第1</b> (第16条関係) 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>工業用水道事業勘定科目</u> <u>資 産</u> (1) 固 定 資 産</p>	<p>(企業出納員の事務引継ぎ)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による引継ぎには、本局にあつては管理者の命ずる事務吏員が立ち会うものとし、事業所にあつては事業所の長が立会人となるほか、管理者の命ずる事務吏員が立ち会うものとする。</p> <p>3・4 省略 (勘定科目)</p> <p><b>第16条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第1に定めるところによる。 (検収)</p> <p><b>第83条 省略</b></p> <p>2 所属長は、吏員をして前項の検査及び確認(以下「検収」という。)をさせることができる。</p> <p>3・4 省略 (会計検査)</p> <p><b>第177条</b> 管理者は、吏員のうちから検査員を命じ、次の各号に掲げる者の取扱いに係る会計事務について、書面又は実地により検査するものとする。 (1)~(7) 省略</p> <p><b>別表第1</b> (第16条関係) 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>工業用水道事業勘定科目</u> <u>資 産</u> (1) 固 定 資 産</p>

款	項	目	節	備考
有形固定 資産	( )地区 附帯事業	土 地	省略	
		省略		
		構 築 物	省略	
		貯 水 池	配 水 設 備	
		省略		
		車 輛 運 搬 具		
		船 舶		
		工 具 器 具 及 び 備 品		
		<u>その他有形固 定資産</u>		
		省略		
無形固定 資産				

款	項	目	節	備考	
有形固定 資産	( )地区	土 地	省略		
		省略			
		構 築 物	省略		
		貯 水 池	配 水 設 備		
		省略			
		車 輛 運 搬 具			
		工 具 器 具 及 び 備 品			
		省略			
		無形固定 資産			

建設仮勘定	( )地区 附帯事業	水 利 権 省略 電 話 加 入 権 そ の 他 無 形 固 定 資 産	
	( )地区	省略 分 担 金 補 償 費 調 査 費	
省略 投 資	本 局 附帯事業	投資有価証券 省略 長 期 貸 付 金 基 金 年 賦 未 収 金 そ の 他 出 資 省略	省略

建設仮勘定	( )地区	水 利 権 省略 電 話 加 入 権	
	( )地区	省略 分 担 金	
省略 投 資	本 局	投資有価証券 省略 長 期 貸 付 金	省略
		省略	

(2) 土 地 造 成

款	項	目	節	備考
造成土地 土地造成 勘定	附帯事業	補 償 費	補 償 費	
		用 地 費	買 収 費	
			補 償 費	
		埋 立 費	埋 立 工 事 費	
			附 帯 工 事 費	
		護 岸 費	防 波 護 岸 費	
			港 内 護 岸 費	
		諸 設 備 費	鉄 道 設 備	
			道 路 設 備	
			橋 り よ う 設 備	
			そ の 他 設 備	
		附 帯 雑 費	給 料	
			手 当	

児 童 手 当  
 退 職 給 与 金  
 賃 金  
 報 酬  
 法 定 福 利 費  
 厚 生 福 利 費  
 旅 費  
 会 議 費  
 消 耗 品 費  
 通 信 運 搬 費  
 修 繕 費  
 雑 費  
 ( 仮 設 備 )  
 土 地  
 建 物  
 構 築 物  
 機 械  
 備 品  
 そ の 他 仮 設 備  
 ( 仮 設 備 費 用 )  
 土 地  
 建 物  
 構 築 物  
 機 械  
 備 品  
 そ の 他 仮 設 備

建 設 中 利 子  
 工 業 用 材  
 雑 支 出  
 雑 収 入

(3) 流 動 資 産

(2) 流 動 資 産

款	項	目	節	備考
現金預金	省略	現 金		
	本 局 附 帯 事 業			
未 収 金	省略	営 業 未 収 金 営 業 外 未 収 金		
	本 局 附 帯 事 業			
		省 略	そ の 他	
		そ の 他 未 収 金		
有 価 証 券	本 局			

款	項	目	節	備考
現金預金	省略	現 金		
	本 局			
未 収 金	省略	営 業 未 収 金 営 業 外 未 収 金		
	本 局			
		省 略	そ の 他	

貯 蔵 品	附帯事業 投資有価証券  省略 本 局 附帯事業			
短期貸付金	原 材 料 省略  省略 本 局 附帯事業	原 材 料 省略	省略	
前払費用	短期貸付金 省略  省略 本 局 附帯事業	短期貸付金 省略		
前 払 金	前払消費税及び地方消費税  省略 本 局 附帯事業			
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 省略  省略 本 局 附帯事業	仮払消費税及び地方消費税 省略		

(4) 繰 延 勘 定

款	項	目	節	備考
企業債発行差金				
開 発 費				
省略				
災害損失控除対象外消費税額				

負 債  
(5) 固 定 負 債

貯 蔵 品	省略 本 局			
短期貸付金	原 材 料 省略  省略 本 局	原 材 料 省略	省略	
前払費用	短期貸付金 省略  省略 本 局	短期貸付金 省略		
前 払 金	前払消費税及び地方消費税  省略 本 局			
その他流動資産	その他  省略 本 局	仮払消費税及び地方消費税 省略		

(3) 繰 延 勘 定

款	項	目	節	備考
企業債発行差金				
省略				
災害損失				

負 債  
(4) 固 定 負 債



款	項	目	節	備考
企業債	本局 附帯事業	起債		省略
省略				
引当金	本局 ( ) 附帯事業	退職給与引当金 省略		
その他固定負債	本局 附帯事業			

款	項	目	節	備考
企業債	本局	起債		省略
省略				
引当金	本局 ( )	退職給与引当金 省略		
その他固定負債	本局			

(6) 流動負債

(5) 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	本局 附帯事業	一時借入金		
未払金	( ) 本局 附帯事業	営業未払金 省略		
未払費用	( ) 本局 附帯事業	未払費用		
前受金	( ) 本局 附帯事業	営業前受金 営業外前受金 その他前受金		
預り金	( ) 本局 附帯事業	預り保証金 省略		
その他流				

款	項	目	節	備考
一時借入金	本局	一時借入金		
未払金	( ) 本局	営業未払金 省略		
未払費用	( ) 本局	未払費用		
前受金	( ) 本局	営業前受金 営業外前受金		
預り金	( ) 本局	預り保証金 省略		
その他流				

動負債	( ) 本 局 附帯事業	仮受消費税及 び地方消費税 省略		
-----	--------------------	------------------------	--	--

動負債	( ) 本 局	仮受消費税及 び地方消費税 省略		
-----	------------	------------------------	--	--

資 本  
(7) 資 本 金

資 本  
(6) 資 本 金

省略

省略

(8) 剩 余 金

(7) 剩 余 金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	省略			
	工事負担金			
	その他資本剰余金			
利益剰余金	省略			
	利益積立金			
	その他積立金			
	省略			

款	項	目	節	備考
資本剰余金	省略			
	工事負担金			
利益剰余金	省略			
	利益積立金			
	省略			

収 益  
(9) 事 業 収 益

収 益  
(8) 事 業 収 益

款	項	目	節	備考
営業収益	省略			
	本 局 附帯事業	給 水 収 益 省略		
		雑 収 益		
		土地売却収益		
		その他営業収益		
営業外収益	受取利息			

款	項	目	節	備考
営業収益	省略			
	本 局	給 水 収 益 省略		
		雑 収 益		
営業外収益	受取利息			

特別利益	省略 有価証券利息 貸付金利息	省略 その他雑収益	省略
	省略 補助金 ( )地区 本局 附帯事業		
	雑収益		
	年賦利息 省略		
省略 本局 附帯事業	固定資産売却 益 省略	省略	省略

特別利益	省略 有価証券利息	省略 その他雑収益	省略
	省略 補助金		
	雑収益		
	省略		
省略 本局	固定資産売却 益 省略	省略	省略

費 用

(10) 事業費用

費 用

(9) 事業費用

款	項	目	節	備考
営業費用	( )地区	給料		
		省略		
		児童手当		
		退職給与金		
		省略		
		旅費		
		会議費		
		被服費		
		潤滑油脂費		
		省略		
		賃借料		
		保険料		
		交付金		
		省略		
		受水費		
		汚泥投棄料		
		省略		
減価償却費				
固定資産除却 費用				
固定資産除却 損				
資産減耗費				
えん堤管理費				

款	項	目	節	備考
営業費用	( )地区	給料		
		省略		
		児童手当		
		省略		
		旅費		
		被服費		
		省略		
		賃借料		
		省略		
		受水費		
		省略		
		減価償却費		
		省略		
		資産減耗費		

	分 担 金 給 料 省 略 児 童 手 当 退 職 給 与 金 省 略 厚 生 福 利 費 研 究 研 修 費 旅 費 会 議 費 諸 会 費 広 告 費 交 際 費 省 略 資 産 減 耗 費 固 定 資 産 除 却 費 用 固 定 資 産 除 却 損					本 局 給 料 省 略 児 童 手 当  省 略 厚 生 福 利 費  旅 費   省 略 資 産 減 耗 費	
附 帯 事 業	給 料 手 当 児 童 手 当 退 職 給 与 金 賃 金 報 酬 法 定 福 利 費 厚 生 福 利 費 報 償 費 研 修 費 旅 費 会 議 費 被 服 費 准 備 品 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 委 託 料 手 数 料 賃 借 料 保 險 料 交 付 金 修 繕 費 補 償 費 測 量 調 査 費 土 地 売 却 原 価 受 託 工 事 費 土 地 維 持 管 理 費 雑 費						

<p>営業外費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>繰延勘定償却</p> <p>省略 本局 附帯事業</p> <p>特別損失</p> <p>省略 本局 附帯事業</p> <p>省略</p>	<p>減価償却費 資産減耗費 その他営業費用</p> <p>企業債利息 長期借入金利息 他会計借入金利息</p> <p>省略</p> <p>試験研究費償却 控除対象外消費税額償却</p> <p>省略</p> <p>雑支出 省略</p> <p>省略</p> <p>固定資産売却損 省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>営業外費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>繰延勘定償却</p> <p>省略 本局</p> <p>特別損失</p> <p>省略 本局</p> <p>省略</p>	<p>企業債利息</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>試験研究費償却</p> <p>省略 本局</p> <p>雑支出 省略</p> <p>省略</p> <p>固定資産売却損 省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
---	---	---	---	---	--	---	---

別表第1土地造成事業勘定科目の部を削り、同表を別表とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分				
		管 理 者	専 決 者 局 長	課 長			管 理 者	専 決 者 局 長	課 長		
1 省略					1 省略						
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略				2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略					
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。					
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等（条例第19条、第20条、要綱第13条）					(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等（条例第18条、第19条、要綱第12条）					
	(2) 処理の決定（要綱第13条）					(2) 処理の決定（要綱第12条）					
	(3) 第三者に対する通知（条例第15条第3項、第22条）				(3) 第三者に対する通知（条例第15条第3項、第21条）						
3～10 省略					3～10 省略						
別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専 決 者 局 長	課 長				管 理 者	専 決 者 局 長	課 長
省略											
発電工水課	1 電気事業及び工業用水道事業（これに附帯する事業を含む。）に関する事務	1 電気事業及び工業用水道事業の調査に関すること。				1 電気事業、工業用水道事業及び土地造成事業の調査に関する事務	1 電気事業、工業用水道事業及び土地造成事業の調査に関すること。				
		2・3 省略					2・3 省略				
省略					省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(組織)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 30%;">課</th> <th style="width: 55%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指導部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>教育振興係 教育指導係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化スポーツ部</td> <td>文化振興課</td> <td>文化施設係 文化企画係 文化事業係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 保健スポーツ課に国民体育大会準備室を置き、同室に総務・企画係、施設整備係、競技運営係及び競技力向上係を置く。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>高校教育課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県立学校(特別支援学校を除く。次号及び第13号から第15号までにおいて同じ。)の通学区域の設定又は変更に関する事。</p> <p>(8)～(18) 省略</p> <p>省略</p> <p><u>特別支援教育課</u></p> <p>(1) <u>特別支援教育</u>の振興に係る調査及び企画に関する事。</p> <p>(2) <u>特別支援学校</u>の管理及び組織編制に関する事。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室</u>(以下「特別支援学校等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</p> <p>(5) <u>教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対する障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育</u>に関する事。</p> <p>(6) <u>特別支援学校等の教科書その他の教材の取扱い</u>に関する事。</p> <p>(7) <u>特別支援教育に従事する教職員の研修、助言及び指導</u>に関する事。</p> <p>(8) <u>特別支援教育関係機関及び団体</u>に関する事。</p>	部	課	係	指導部	省略		特別支援教育課	教育振興係 教育指導係	文化スポーツ部	文化振興課	文化施設係 文化企画係 文化事業係	省略		<p>(組織)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 30%;">課</th> <th style="width: 55%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指導部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児教育課</td> <td>教育振興係 教育指導係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化スポーツ部</td> <td>文化振興課</td> <td>管理係 文化企画係 文化事業係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 保健スポーツ課に国民体育大会準備室を置き、同室に総務・企画係及び競技・施設係を置く。</p> <p>4・5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>高校教育課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県立学校(<u>特殊学校</u>を除く。次号及び第13号から第15号までにおいて同じ。)の通学区域の設定又は変更に関する事。</p> <p>(8)～(18) 省略</p> <p>省略</p> <p><u>障害児教育課</u></p> <p>(1) <u>障害児教育</u>の振興に係る調査及び企画に関する事。</p> <p>(2) <u>特殊学校</u>の管理及び組織編制に関する事。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>特殊学校、特殊学級</u>及び通級指導教室(以下「<u>特殊学校等</u>」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</p> <p>(5) <u>特殊学校等</u>の教科書その他の教材の取扱いに関する事。</p> <p>(6) <u>特殊学校等の</u>教職員の研修に関する事。</p> <p>(7) <u>障害児教育関係機関</u>及び団体に関する事。</p>	部	課	係	指導部	省略		障害児教育課	教育振興係 教育指導係	文化スポーツ部	文化振興課	管理係 文化企画係 文化事業係	省略	
部	課	係																									
指導部	省略																										
	特別支援教育課	教育振興係 教育指導係																									
文化スポーツ部	文化振興課	文化施設係 文化企画係 文化事業係																									
	省略																										
部	課	係																									
指導部	省略																										
	障害児教育課	教育振興係 教育指導係																									
文化スポーツ部	文化振興課	管理係 文化企画係 文化事業係																									
	省略																										

<p>省略</p> <p>保健スポーツ課（第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあつては、国民体育大会準備室の所掌とする。）</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(13) <u>愛媛県教職員健康審査委員会</u>に関すること。</p> <p>(14)～(16) 省略</p>	<p>省略</p> <p>保健スポーツ課（第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあつては、国民体育大会準備室の所掌とする。）</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(13) <u>愛媛県教職員結核審査委員会</u>に関すること。</p> <p>(14)～(16) 省略</p>
--	--

（愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県総合教育センター管理規則（昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 課及び部に次の係及び室を置く。</p> <p>省略</p> <p>教育相談部 教育相談研究室、<u>特別支援教育研究室（特別支援教育センター）</u>、幼児教育研究室（幼児教育センター）</p>	<p>（組織）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 課及び部に次の係及び室を置く。</p> <p>省略</p> <p>教育相談部 教育相談研究室、<u>特殊教育研究室（特殊教育センター）</u>、幼児教育研究室（幼児教育センター）</p>

（愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正）

**第3条** 愛媛県総合科学博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の職）</p> <p><b>第4条</b> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>教育専門員</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p>	<p>（職員の職）</p> <p><b>第4条</b> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p>

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

<p>指導部障害児教育課教育振興係長</p> <p>指導部障害児教育課教育指導係長</p> <p>指導部障害児教育課</p> <p>総合教育センター教育相談部特殊教育研究室長</p>	<p>指導部特別支援教育課教育振興係長</p> <p>指導部特別支援教育課教育指導係長</p> <p>指導部特別支援教育課</p> <p>総合教育センター教育相談部特別支援教育研究室長</p>
---	--



(愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部改正)

- 3 愛媛県障害児就学指導委員会設置規則(昭和49年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 庶 務 ) <b>第 8 条</b> 就学指導委員会の庶務は、 <u>特別支援教育課</u> において処理する。	( 庶 務 ) <b>第 8 条</b> 就学指導委員会の庶務は、 <u>障害児教育課</u> において処理する。

**愛媛県教育委員会規則第9号**

愛媛県県立学校教職員設置規則及び愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

**愛媛県県立学校教職員設置規則及び愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則**

(愛媛県県立学校教職員設置規則の一部改正)

- 第1条** 愛媛県県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p><b>第1条</b> 省略</p> <p><b>第1条の2</b> 別表に掲げる学校の教頭は、副校長と称する。</p> <p><b>第2条</b> 第1条に規定する教職員の定員は、愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)により定められた数の範囲内で教育長が定める。</p> <p><b>別表(第1条の2関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1</td><td>今治南高等学校大島分校</td></tr> <tr><td>2</td><td>今治北高等学校大三島分校</td></tr> <tr><td>3</td><td>弓削高等学校</td></tr> <tr><td>4</td><td>松山南高等学校砥部分校</td></tr> <tr><td>5</td><td>松山北高等学校中島分校</td></tr> <tr><td>6</td><td>大洲高等学校肱川分校</td></tr> <tr><td>7</td><td>野村高等学校土居分校</td></tr> <tr><td>8</td><td>北宇和高等学校日吉分校</td></tr> <tr><td>9</td><td>第三養護学校日野学園分校</td></tr> <tr><td>10</td><td>今治養護学校太陽の家分校</td></tr> <tr><td>11</td><td>今治養護学校新居浜分校</td></tr> <tr><td>12</td><td>今治養護学校東予学園分校</td></tr> <tr><td>13</td><td>宇和養護学校大洲学園分校</td></tr> <tr><td>14</td><td>宇和養護学校野村学園分校</td></tr> </table>	1	今治南高等学校大島分校	2	今治北高等学校大三島分校	3	弓削高等学校	4	松山南高等学校砥部分校	5	松山北高等学校中島分校	6	大洲高等学校肱川分校	7	野村高等学校土居分校	8	北宇和高等学校日吉分校	9	第三養護学校日野学園分校	10	今治養護学校太陽の家分校	11	今治養護学校新居浜分校	12	今治養護学校東予学園分校	13	宇和養護学校大洲学園分校	14	宇和養護学校野村学園分校	<p><b>第1条</b> 省略</p> <p><b>第2条</b> <u>前条</u>に規定する教職員の定員は、愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)により定められた数の範囲内で教育長が定める。</p>
1	今治南高等学校大島分校																												
2	今治北高等学校大三島分校																												
3	弓削高等学校																												
4	松山南高等学校砥部分校																												
5	松山北高等学校中島分校																												
6	大洲高等学校肱川分校																												
7	野村高等学校土居分校																												
8	北宇和高等学校日吉分校																												
9	第三養護学校日野学園分校																												
10	今治養護学校太陽の家分校																												
11	今治養護学校新居浜分校																												
12	今治養護学校東予学園分校																												
13	宇和養護学校大洲学園分校																												
14	宇和養護学校野村学園分校																												

(愛媛県県立学校管理規則の一部改正)

- 第2条** 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 授 業 日 の 繰 替 ) <b>第 8 条</b> 校長が指定する教頭は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日と休業日を繰り替えることができる。 ( 校 外 勤 務 ) <b>第22条</b> 教職員は、校長が指定する教頭の承認を得て、職務の遂行上必要に応じ、校外勤務をすることができる。	( 授 業 日 の 繰 替 ) <b>第 8 条</b> 校長 _____ は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日と休業日を繰り替えることができる。 ( 校 外 勤 務 ) <b>第22条</b> 教職員は、校長 _____ の承認を得て、職務の遂行上必要に応じ、校外勤務をすることができる。

(出張)

**第23条** 教職員の旅行は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が命ずるものとする。ただし、校長の外国旅行にあつては、あらかじめ、その期間、行き先、目的及び連絡先を教育長に届け出なければならない。

- (1) 校長及び教頭の旅行 校長
- (2) 校長及び教頭以外の教職員の5日以上の旅行 校長
- (3) 外国旅行 校長
- (4) 前3号に掲げる旅行以外の旅行 教頭

## 2 省略

(代休日等)

**第25条の2** 校長が指定する教頭は、休日の全勤務時間について教職員を勤務させる場合には、代休日を指定することができる。

2 校長が指定する教頭は、休日に教育職員(管理職手当を受ける者を除く。)を勤務させた場合(前項の代休日を付与する場合を除く。)には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該休日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。

(休暇)

**第26条** 教職員は、年次有給休暇を受けようとするときは、その時期及び日数を記載した書面を校長が指定する教頭に提出しなければならない。

2 教職員は、忌引及び父母の祭日休暇を受けようとするときは、その時期、日数及び理由を具して、校長が指定する教頭の承認を受けなければならない。

3 教職員が、次の各号に掲げる休暇 \_\_\_\_\_ を受けようとするときは、その時期、日数及び理由を具して、当該各号に定める者に請求するものとする。この場合において、第2号に掲げる休暇を請求するときは、医師又は助産師の証明書を添えなければならない。

- (1) 生理日の勤務が著しく困難な教育職員に対する措置 校長が指定する教頭
- (2) 産前産後の休暇 校長

## 4～6 省略

(職務専念義務の免除)

**第26条の2** 校長が指定する教頭は、教職員から職員の職務に専念する義務の免除の申請があつた場合において、その事由が職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年愛媛県条例第6号)第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認することができる。

(当直)

**第27条** 省略

2 当直は、日直及び宿直の別とし、校長が指定する教頭が命ずるものとする。

(教育財産の使用許可及び物品の貸付)

**第38条** 校長が指定する教頭は、教育上支障がないと認めるときは、教育財産の使用を許可し、及び物品を貸し付けることができる。ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。

2 校長が指定する教頭は、前項の規定により教育財産の使用を許可し、及び物品を貸し付けようとするときは、別に定める教育長の指示に従わなければならない。

(出張)

**第23条** 教職員の旅行は、校長 \_\_\_\_\_ が命ずるものとする。ただし、校長の外国旅行にあつては、あらかじめ、その期間、行き先、目的及び連絡先を教育長に届け出なければならない。

## 2 省略

(代休日等)

**第25条の2** 校長 \_\_\_\_\_ は、休日の全勤務時間について教職員を勤務させる場合には、代休日を指定することができる。

2 校長 \_\_\_\_\_ は、休日に教育職員(管理職手当を受ける者を除く。)を勤務させた場合(前項の代休日を付与する場合を除く。)には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該休日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。

(休暇)

**第26条** 教職員は、年次有給休暇を受けようとするときは、その時期及び日数を記載した書面を校長 \_\_\_\_\_ に提出しなければならない。

2 教職員は、忌引及び父母の祭日休暇を受けようとするときは、その時期、日数及び理由を具して、校長 \_\_\_\_\_ の承認を受けなければならない。

3 教職員が、休暇(生理日の勤務が著しく困難な教育職員に対する措置及び産前産後の休暇)を受けようとするときは、その時期、日数及び理由を具して、校長 \_\_\_\_\_ に請求するものとする。この場合において、産前産後の \_\_\_\_\_ 休暇を請求するときは、医師又は助産師の証明書を添えなければならない。

## 4～6 省略

(職務専念義務の免除)

**第26条の2** 校長 \_\_\_\_\_ は、教職員から職員の職務に専念する義務の免除の申請があつた場合において、その事由が職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年愛媛県条例第6号)第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認することができる。

(当直)

**第27条** 省略

2 当直は、日直及び宿直の別とし、校長 \_\_\_\_\_ が命ずるものとする。

(教育財産の使用許可及び物品の貸付)

**第38条** 校長 \_\_\_\_\_ は、教育上支障がないと認めるときは、教育財産の使用を許可し、及び物品を貸し付けることができる。ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。

2 校長 \_\_\_\_\_ は、前項の規定により教育財産の使用を許可し、及び物品を貸し付けようとするときは、別に定める教育長の指示に従わなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県総合教育センター処務規程及び愛媛県総合科学博物館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

愛媛県総合教育センター処務規程及び愛媛県総合科学博物館処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 愛媛県総合教育センター(以下「センター」という。)の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>特別支援教育研究室(特別支援教育センター)</p> <p>(1) 障害のある 児童・生徒の教育相談及び診断治療に關すること。</p> <p>(2) 特別支援教育関係教職員の研修に關すること。</p> <p>(3) 特別支援教育の専門的、技術的事項の調査及び研究に關すること。</p> <p>省略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 愛媛県総合教育センター(以下「センター」という。)の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>特殊教育研究室(特殊教育センター)</p> <p>(1) 心身に障害を有する児童・生徒の教育相談及び診断治療に關すること。</p> <p>(2) 特殊教育関係教職員 の研修に關すること。</p> <p>(3) 特殊教育 の専門的、技術的事項の調査及び研究に關すること。</p> <p>省略</p>

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、第8項及び第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>4~10 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事 及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項 及び第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>4~10 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。